

宮城県公報

行 政 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	告 示	頁
○土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課)		一
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請(二件) (廃棄物対策課)		二
○生活保護法による医療機関の指定(二件) (社会福祉課)		三
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同)		四
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)		四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (同)		四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同)		四
○知事指定薬物の指定の失効 (業務課)		五
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 (水産業振興課)		五
○保安林の指定の予定 (森林整備課)		五
○財政状況の公表 (財政課)		五
○令和五年度自衛官候補生の募集 (市町村課)		五
○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課)		六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (警察本部会計課)		六
○行政監査の意見に対する措置の公表 (警察本部会計課)		七

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

規 則

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

改正する。
第三条第九号中「宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項又は第三十条第一項」に改める。

第八条第一号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条第三号ホ中「宅地造成等規制法第十四条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第二十条第一項又は第三十九条第一項」に改める。

別表第一の四の項中「宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条から第十条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第八条第一項第二号及び第九条から第十二条」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の規定による許可等の処分又は罰則(以下「処分等の行為」という。)を受けた者については、改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法の相当規定による処分等の行為を受けた者とみなして改正後の土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定を適用する。

告 示

○宮城県告示第四百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 有限会社築館クリーンセンター
- 2 所在地 宮城県栗原市築館字上高森四十九番地五
- 3 代表者の氏名 代表取締役 柏木 裕

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県栗原市築館字上高森六十一番四十四、六十一番四十五、六十一番七十四

三 産業廃棄物処理施設の種類の

破砕施設（三施設）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第七号及び第八の二号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず

五 申請年月日

令和五年五月十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

2 縦覧期間 令和五年六月三十日から令和五年七月三十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和五年八月十四日

2 提出場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第四百六十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 有限会社築館クリーンセンター
- 2 所在地 宮城県栗原市築館字上高森四十九番地五
- 3 代表者の氏名 代表取締役 柏木 裕

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県栗原市築館字上高森六十一番四十四、六十一番四十五、六十一番七十四

三 産業廃棄物処理施設の種類の

破砕施設（一施設）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第八の二号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、鉋さい

五 申請年月日

令和五年五月十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

2 縦覧期間 令和五年六月三十日から令和五年七月三十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和五年八月十四日

2 提出場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第四百六十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局 鶯沢店	栗原市鶯沢南郷広面五―二	令和五年三月一日
さくら薬局 瀬峰店	栗原市瀬峰長者原三七―四	令和五年三月一日
平田内科	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路一三三番二	令和五年三月一日
平田歯科クリニック	栗原市栗駒岩ヶ崎上町裏四番地七	令和五年三月一日
おおしろファミリークリニック	多賀城市笠神四丁目八番三号	令和五年三月一日
らふらんす薬局若柳店	栗原市若柳字川南堤通井一九番二二号	令和五年四月一日
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三六番地	令和五年四月一日
医療法人明星会あけぼのクリニック	石巻市蛇田字上中埜二六番地の一	令和五年四月一日
かわまち薬局	石巻市中央一―一五―五	令和五年三月十五日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻中里店	石巻市南中里一丁目一〇番五号	令和五年二月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 多賀城中央店	多賀城市中央三丁目六番一―号	令和五年四月一日
訪問看護ステーション夢眠たがじょう	多賀城市南二丁目一五番一七号	令和五年三月一日

あん暖手ナースステーション

石巻市渡波字上榎壇二二九番地一

令和四年十二月十五日

○宮城県告示第四百六十五号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻あゆみ野店	石巻市あゆみ野三丁目二番地一七	令和五年五月一日
仙台調剤薬局古川店	大崎市古川駅東三―四―二二	令和五年六月一日
カメイ調剤薬局 岩沼店	岩沼市土ヶ崎二丁目三―八	令和五年四月一日
登米市訪問看護ステーション米谷	登米市東和町米谷字元町二〇〇番地	令和五年四月一日
柿崎小児科	白石市沢端町一―三―七	令和五年三月十六日
かさま第2歯科医院	登米市石越町南郷字矢作一四―二	令和五年四月一日
みうら歯科	名取市増田三丁目一〇―二三	令和五年五月一日
さすな薬局とよま	登米市登米町寺池桜小路九九―一〇	令和五年五月一日
日本調剤くりはら薬局	栗原市築館留場桜町一八―一	令和五年五月一日
医療法人社団佐藤整形外科医院	石巻市中央一丁目一三―一七	令和四年一月一日
ケアビレッジ塩釜ケアサードピスステーション訪問看護事業所	塩釜市清水沢四丁目三九―一	令和五年四月一日
ファーマライズ薬局のびるが丘店	東松島市野蒜ヶ丘二―三七―二シヨッピーングプラザ森の風内	令和五年六月一日

○宮城県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大代ヘルスマート薬局	多賀城市大代五丁目四一四八	令和五年二月二十七日
おおしろファミリークリニク	多賀城市大代五丁目四番三号	令和五年二月二十八日
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三六番地	令和五年三月三十一日
あけぼのクリニック	石巻市蛇田字新埴寺二二〇	令和五年三月三十一日

○宮城県告示第四百六十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二二二〇一三二	児童発達支援 ヒトツナ船岡教室 柴田郡柴田町大字本船迫字上町一五	児童発達支援	合同会社 くえい	令和五年六月一日
○四五二二二〇一三〇	ふくのね きりん 柴田郡大河原町字東二十九	児童発達支援・放課後等デイサービス	一般社団法人 ふくのね	令和五年六月一日

○宮城県告示第四百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四三〇七〇〇六一七	名取市基幹相談支援センター 名取市増田五丁目十三番三十五号	地域移行支援・地域定着支援	社会福祉法人 名取市社会福祉協議会	令和五年六月一日
○四三〇七〇〇六二五	名取市美田園六丁目三番五号 グランドシリウス 一〇一	地域移行支援・地域定着支援	株式会社 中川	令和五年六月一日
○四三〇七〇〇六三三	なとりソーシャルサポートセンター ぼこあぼこ 名取市増田五丁目十三番三十五号	地域移行支援・地域定着支援	社会福祉法人 名取市社会福祉協議会	令和五年六月一日
○四三二一三〇〇三七	相談支援ころんぶす 栗原市一迫真坂字鶴町百三十五一四	地域移行支援・地域定着支援	特定非営利活動法人 みやぎ身体障害者サポートクラブ	令和五年六月一日

○宮城県告示第四百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇九一七〇二五	SOMPokeア 仙塩七ヶ浜訪問介護 多賀城市大代五一四十五	重度訪問介護	SOMPokeア 株式会社	令和五年五月三十一日
○四二一六〇〇〇七五	SOMPokeア 富谷訪問介護 富谷市日吉台二一六一二	重度訪問介護	SOMPokeア 株式会社	令和五年五月三十一日
○四二二二二〇二二三	SOMPokeア 柴田訪問介護	重度訪問介護	SOMPokeア 株式会社	令和五年五月三十一日

〇四一〇二一〇六四五	柴田郡柴田町船岡南 一―一―一十七	自立生活援助	一般社団法人 震災こころの ケア・ネット ワイクみやぎ	令和五年六月 十八日
〇四二三五〇〇三二	ホームおながわ浜 字小屋ノ口一―一	共同生活援助	社会福祉法人 永楽会	令和五年六月 三十日

〇宮城県告示第四百七十号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

- 化学名 (二R,三R) 一ニ一(三イクロロフェニル)一三イメチルモルフォリン、(二S,三S) 一ニ一(三イクロロフェニル)一三イメチルモルフォリン及びそれらの塩類
(通称名…3-ICPM, 3-Chlorophenmetrazine)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

令和五年七月一日

〇宮城県告示第四百七十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、気仙沼地区加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県告示第四百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

名取市高館川上字来光三〇の一、三一、三三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字来光三〇の一(次の図に示す部分に限る。)、三一、三三(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び名取市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

〇財政状況の公表に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第二十三号)第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

令和五年七月五日(水)まで

三 試験期日

(一) WEB筆記試験

令和五年七月十五日(土)から十八日(火)(期間内にWEB上で受験可能)

(二) 身体検査及び口述試験

令和五年七月二十二日(土)から二十四日(月)

四 試験科目

筆記試験(国語、数学、地理歴史、公民及び作文)、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定(経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するもの)

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

多賀城市南宮字庚申二百七十五番三、二百七十五番四、二百七十五番五、二百七十六番、二百七十八番二の一部、二百七十八番三の一部、二百七十八番二地先道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号
株式会社東北バートナリーズリアルエステート

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

黒川郡大和町吉岡字道下七番一、七番二、八番一、八番二、九十八番一、九十九番一、九十九番二の一部、九十九番三の一部、百四番、同字道下

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

一番十一番一、十一番三の一部
仙台市泉区南光台三丁目一番二十二号
有限会社東武ハウジング

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察プリンタ賃貸借(R5PR) 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年六月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 三千二百六万二千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年四月二十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 通信指令システム機器賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年六月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三菱HCキャピタル株式会社東北支店 仙台市青葉区中央二丁目二番一号

五 落札金額 十九億百五十三万九千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年四月二十八日

監査委員

○宮城県監査委員告示第16号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

令和5年6月30日

宮城県監査委員	高橋伸二
宮城県監査委員	渡辺忠悦
宮城県監査委員	成田由加里
宮城県監査委員	吉田計

1 監査委員から宮城県知事へ報告した日

令和5年3月24日

2 宮城県知事から通知があった日

令和5年5月26日

3 措置の内容

令和4年度行政監査の意見に対する措置状況

「歳入歳出外現金の管理状況」

項目名	監査委員の意見	措置状況
1歳入歳出外現金の管理 (1)会計課	<p>歳入歳出外現金の所得税及び社会保険料について、令和3年度末時点の残高に不明金が見られた。</p> <p>指摘1 不明金の判明</p> <p>○出納局会計課の不明金</p> <p>・所得税に係る不足金 20,028,646円</p> <p>・社会保険料に係る余剰金（教育庁教職員課分）計 2,108,134円</p> <p>（内訳）①健康保険料 1,292,107円</p> <p>②厚生年金保険料 816,027円</p>	<p>所得税に係る不足金について、発生源等は精査中であるが、まずはミスの発生を防止するため、事務処理及び処理日程の確認票を活用して担当職員から管理職員まで確実にチェックし、管理を徹底していくこととした。また、問題発生後、組織的な対応がとられないまま不適切な状態が長期間継続してきたことから、速やかな解決が求められる問題が管理職員との間で共有され、組織的な対応がなされるよう出納局内業務相談制度を創設した。不足に係る措置</p>

が一元的に理解できる事務処理でニュアルの整備やヘルプデスクの設置などを求める要望が多数寄せられた。

県全体では、受入と払出で年に約7万件を超える事務を処理しており、その処理に当たり、現状のサポート体制が管理職を含め事務に携わる職員の抱り所として適切か、今一度、検証が求められている。

意見1 利用者目線の諸規程の整備と必要な情報へのアクセスビリティの向上

本県における歳入歳出外現金の出納については、財務規則第130条の規定により、同規則に別段の定めのあるものを除き、収入及び支出に関する規定を準用することとなっております。その取扱いに留意すべき事項がある場合の通知・連絡メモや質疑応答以外に、特段の抱り所が存在しない。このため、要綱・要領や事務処理でニュアルなど、実務に資する諸規程の整備を検討すべきである。

併せて、イントラ上に散在している歳入歳出外現金に係る通知や各種チェックシート等の資料、質疑応答などについて、これまで受けた相談への対応等も反映し、業務フローや事務取扱の説明に加え、チェックシートの使い方や用語の解説など、実務に資する情報を充実させるとともに、体系立てて一元的に集約し、検索時のアクセスビリティや利便性の向上を図る必要がある。

会計課では本庁・公所合わせて年間2千件を超える会計事務に関する相談に対応しているが、利用者の目線に立ち、ここを見れば全て理解できる利用しやすいFAQ等コンテンツ

については、対応を検討していく。社会保険料については、事業主負担分の過支出に伴い、歳入歳出外現金に保管している本人負担分からの支出が過少となったことで余剰が生じたものと考えられる。教職員課予算に係る事業主負担金に相当するものであったことから、同課の予算（雑入）に民入済である。

歳入歳出外現金の事務取扱については、「会計事務の手引き」において、実務で活用しやすいように、所得税の払出手続や入札保証金の処理など個別の手続の中に記載しているが、総論としての歳入歳出外現金に関する説明が十分でなかったことから、歳入歳出外現金に係る事務処理について、そのよりどころとなる諸規程を整備する。また、「会計事務の手引き」を改訂し、管理職や会計事務の未経験者にとっても使いやすい資料となるよう内容の充実を図る。歳入歳出外現金の資料等に係る検索性が十分でないことについては、庁内イントラの情報を整理し、質疑応答集の充実や通知等の検索性を高める方を検討し、検索時のアクセスビリティや利便性の向上を図る。

ツを充実整備することで、利用者の利便性の向上と相談対応に係る会計課の負担軽減の両立を図るよう検討されたい。

また、前述の他地方自治体での所得税納付遅延により不納付加算税等が発生した事案に対する住民監査請求監査では、発生の原因として、納付事務に関するマニュアルについて、決裁を経ずして改訂が行われるなど組織的な管理がなされないこと、及び決裁時の上司による内容の確認不足などの問題点が挙げられており、本県の会計事務マニュアルである「手引」が、管理職にも、また、初めて当該事務を担当する職員の間でもわかりやすく使いやすいマニュアルかどうか改めて点検し、必要に応じて適正な手続の上、改訂を行われたい。

ロ 業務フローの整備及び各種チェックシートの運用

意見2 リスクを可視化する業務フロー図・事務処理マニュアルの整備
前月まで受け入れた歳入歳出外現金が払い出されず滞留しているかどうかは、月初めに財務システムで配信される整理表で確認できるが、それを出力せず確認を行っていない所属も認められた。このような基本的事項や業務遂行上のリスクと回避策等を業務フロー図に落とし込むなど、担当者又は管理者がどの時期に何をすべきかを可視化する取組が必要である。
例として、新年度への繰越処理期間中、払出が不可となる場合の「特別差引」による処理について、年度が変わる都度ニューズレターで周知しているが、わかりやすい業務フ

歳入歳出外現金に係る月初めの残高確認の方法など歳入歳出外現金の管理手順については、業務フローや事務処理マニュアルが十分に整備されているとは言い難いことから、歳入歳出外現金に係る一連の事務手順を記載した業務フロー図の整備や、「会計事務の手引き」を改訂し、管理職や会計事務の未経験者にとって使いやすい資料となるよう、内容の充実を図る。
また、出納員等研修において、歳入歳出外現金の説明を行うほか、出納局広報誌「ニューズレター」を通じた周知など、きめ細やかなサポート体制を構築し、歳入歳出外現金に関する手続の理解促進を図る。

ロー図の作成によって、会計課及び各機関双方の負担を軽減できるような諸規程の整備及び管理体制の構築が必要である。
現行のサポート状況を検証して改善点を洗い出し、業務フロー図を含めた要綱・要領及び事務処理マニュアル等諸規程の整備にフォーカスするなどして、歳入歳出外現金の事務取扱を体系的に整理するとともに、研修会開催等により周知徹底を図るなど、きめ細かなサポート体制を構築し、全庁的な理解促進を図る必要がある。

② 研修等による意識の改革

意見3 研修と指導体制の充実
会計指導検査室では必要な時にいつでも確認できるようデスクネットワーク共有フォルダに会計職員向けや出納員向けの研修資料を格納しており、庶務担当者及び出納員の資質向上に努めているものの、歳入歳出外現金の事務取扱に関する記載は見受けられなかった。

諸規程等の整備も含め、歳入歳出外現金の事務取扱について、特に「特別差引」を適用する場合の可否など、各機関における運用に誤解が生じることがないよう、丁寧な指導、支援、研修のほか、会計事務指導検査を通じて、職員への浸透・定着に努められたい。
併せて、決裁権者である管理職に対して、歳入歳出外現金の管理におけるチェックポイントや内部統制上の留意点などについて研修を実施し、今回のような事案が各機関において発生することのないよう予防に努められたい。

歳入歳出外現金の事務取扱については、「会計事務の手引き」において、実務で活用しやすいように、所得税の払出手続や入札保証金の処理など個別の手続の中に記載しているところであるが、総論としての歳入歳出外現金に関する記載が不十分であり、職員への浸透については課題が残るところである。
こうした状況を踏まえ、歳入歳出外現金について、「特別差引」の適用を含む諸規程の整備を行うとともに、会計事務指導検査を通じて、適正な運用の指導を強化していく。
また、出納局で実施している出納員等研修において、管理職向けに、歳入歳出外現金の取扱いに関する説明を行う。

<p>③ 「特別差引」の運用 意見4 歳入歳出外現金に係る「特別差引」の運用 今回の不明金発生については、残高が不足している場合でも一定の条件下で払出を可能とする「特別差引」の不適切な運用が一因で残高不足が潜在化してしまったものと思われることから、今後は、月末の残高の確認はもとより、払出時の科目残高についても徹底した照合確認を行う必要がある。 また、所属によつては、「特別差引」により、資金の受入決議がなされていないにもかかわらず払出されている事案が見られ、これは会計課が想定していない「立替払」に該当する事案であることから、「特別差引」に対する各機関の認識を再確認し、正しい運用について周知徹底を図られたい。 なお、「特別差引」の運用状況について、他府県の監査担当部局を通じて情報収集を行った限りでは、財務システム上のデータ反映のタイムラグが生じないとして「特別差引」を行っていない団体もあることから、会計課においても情報収集に努め、より健全性・透明性の高い制度となるように検討する必要がある。</p> <p>④ 歳入歳出外現金の運用 意見5 歳入歳出外現金に係る運用のルール化 本県では、地方財務実務提要进行に、資金計画において歳入歳出外現金の他会計への一時運用を行っているが、公金管理要綱において、基金の總務運用については定めがあるものの、歳入歳出外現金の運用については特段の定めはない。</p>	<p>歳入歳出外現金の処理において、所得税等の適正な支出を行うために必要な処理である「特別差引」について、各所属の理解が十分でなかったことから、「特別差引」の運用を明文化し、周知を図る。 なお、他団体の状況も参考にしながら、「特別差引」の適切な取扱いについて、検討を行う。 また、財務システムから出力される歳入歳出外現金整理表の確認に加え、歳入歳出外現金チェックリストを新たに定め、払出時の残高の照合確認を徹底するよう周知を図る。</p> <p>御指摘のとおり、歳入歳出外現金の運用については特段の定めがないことから、歳計現金や基金と性質が異なる点を踏まえて、歳入歳出外現金の一時運用に係るルールを規定する。</p>	<p>(2)その他の機関</p> <p>① 所属における内部統制の強化 意見6 内部統制の強化 令和3年度期中の状況を確認したところ、不明金が発生した機関以外に、機関においても保証金等に係る払出遅延や所得税の科目誤り等の不備が散見されたことから、チェッククソクの強化を図るなど、今後一層の内部統制の強化が望まれる。 例えば、契約保証金の払出遅延の経験を踏まえ、契約保証金について管理簿を使用する場合、事業担当部署において工事完了日又は完了予定日を記載し、総務担当部署においても払出遅延の有無を確認可能とするなど、対応策を適時に実施し得る仕組みの構築とその運用が図られれば、払出遅延を回避する内部統制の強化が図られることになる。 本報告書14ページ表11から表19に示すように、歳入歳出外現金整理表の出力や、事務の引継、複数人によるチェック等、不備発生の未然防止に資する取組を行っていないと回答した機関が相当数あった。取組を行っていない機関については、早急に対策を講じ、不備の防止に向けて万全を期すよう求める。併せて、既に取り組んでいる機関にあっては、取組の継続を期待する。</p> <p>② 各職員のリスク認識によるリスク潜在化の回避 意見7 リスク潜在化の回避 出納局会計課において長年にわたつて不明金が存在していた背景には、残高のチェック不足のほか、担</p>	<p>当該現金は歳計現金や基金と性質が異なる点を踏まえて、一時運用に係るルールを検討されたい。</p> <p>歳入歳出外現金に係る月初めの残高確認の方法など歳入歳出外現金の管理手順については、歳入歳出外現金に係る不備の発生を受けて、会計指導検査室で実施する会計事務指導検査において、歳入歳出外現金の管理体制についての指導を行ったところである。 あわせて、歳入歳出外現金に係る事務処理について、諸規程を整備するほか、「会計事務の手引き」を改訂し、内容の充実を図るなど、引き続き、不備発生の防止に向けた対策の構築及び運用の適正化に取り組む、内部統制の強化を図っていく。</p>
<p>リスクの潜在化を回避するための一つの手立てとして、令和5年1月から「出納局内業務相談制度」を新たに創設し、日常業務の中で潜在化</p>	<p>リスクの潜在化を回避するための一つの手立てとして、令和5年1月から「出納局内業務相談制度」を新たに創設し、日常業務の中で潜在化</p>	<p>リスクの潜在化を回避するための一つの手立てとして、令和5年1月から「出納局内業務相談制度」を新たに創設し、日常業務の中で潜在化</p>	<p>リスクの潜在化を回避するための一つの手立てとして、令和5年1月から「出納局内業務相談制度」を新たに創設し、日常業務の中で潜在化</p>

当者が抱いた残高に対する違和感を所属内で共有せずに見過ごしてきた統制環境に問題があると言わざるを得ない。当該違和感はリスク認識の端緒であり、違和感の払拭に向け、組織として適切な対応が求められる。

各機関においては、払出を決裁する際、例えば当該歳入歳出外現金残高のライナスは異常値であるとの認識のもと、払出決議書に記載される残高のチェックを確実に言い、歳入歳出外現金払出決裁権者に示されるライナス残高を見逃すことのないよう留意する必要がある。

残高にライナスが見られる場合には、原因を追究の上、原因が合理的か否かを見極めて記録に残し、所属内で情報を共有して早期発見・早期解決を図る必要がある。

また、長期にわたる滞留については、受入・払出金額と比較して残高が異常値となっていないかを着眼点とするなどにより、見過ごしやリスクの潜在化を回避するとともに、担当任せとするのではなく、所属が一体となって対応する環境を醸成することが必要である。

さらに、誰がどこまでをチェックしたのか、チェックリストによって記録が残る取扱いの徹底を図ることが求められる。

③ 歳入歳出外現金管理業務の内部統制

意見 8 総務事務センターへの事務移管を見据えた内部統制制度での取組

歳入歳出外現金は公金として管理すべきものであり、その取扱事務におけるリスク認識が深まるよう、内部統制の重点リスクに設定して取り

した、あるいは相談を躊躇している問題を電子申請システムを通じ局内の職員誰もが必要に応じて匿名で投稿でき、管理監督職員で共有する体制の構築を図った。

また、システムから出力される歳入歳出外現金整理表を用いた確認方法、特にライナス値の取扱いについて明文化されておらず、誤った事務処理を招く恐れがあることから、歳入歳出外現金チェックリストを新たに定め、担当者及び管理者の責任の所在を明確にするよう周知を図る。

さらに、財務システムから出力される歳入歳出外現金整理表を活用し、長期にわたる異常な残高が発生していないかを着眼点とするなど、残高の確認が徹底されるよう周知を図る。

歳入歳出外現金の取扱いについては、令和4年度から、知事部局共通の「部局リスク」として設定し、意識醸成を図っている。

また、令和4年度のマルチファンクショナルでは、歳入歳出外現金をテーマとして設定し、各機関の意

組むなど、組織としての意識醸成に努められたい。

本県独自の内部統制の取組であるみやぎファンクショナルポイント及びマルチファンクショナルを歳入歳出外現金取扱業務にも活用して円滑な管理運営がなされている事例を水平展開し、所管課及び各機関において共有を図るとともに、現場の声を聴き、現状を把握しながら、課題の検証と分析を繰り返し、当該業務に係る内部統制の整備と運用の両面の強化に取り組まれたい。

さらに、他の自治体では、歳入歳出外現金の管理要領を設け、会計管理者に局長等（本県の部長級と史料される。）に対する口歴一覧の通知、所属長には管理簿の整備及び年1回の残高照合並びに会計管理者への報告などを義務付け、組織間における内部統制を図る事例が見受けられる。これらを参考にするなどして、内部統制環境の一層の整備を図られたい。

なお、給与関係業務等については、令和5年4月に設置される総務事務センターに移管され、同年8月より知事部局（本庁及び地方機関）、企業局、議会事務局、各種委員会及び教育委員会（学校を除く。）を募集して本格稼働することとなっているが、現在行っている仮稼働の段階から、外部委託先を含めた総務事務センターにおける業務フローや進行管理表、チェックリストの作成などの準備を進め、内部統制の確立に向けて取り組まれたい。

併せて、集約されずに各機関に残る歳入歳出外現金の事務取扱に対して、実効性の高い内部統制を構築し、不備の発生防止に取り組まれたい。

見を聴くなどして、現状を把握した。今後も定期的に開催し、令和5年度以降の内部統制の取組に反映させていくとともに、有効な事例の水平展開に取り組む。

なお、歳入歳出外現金の管理体制については、他団体の状況も参考にしながら、引き続き、適切な内部統制環境の整備を図っていく。

現在、出納局会計課で所管している給与関係業務については、令和5年8月から総務部総務事務管理課（通称：総務事務センター）に移管され、同課で職員の給与等に係る歳入歳出外現金の受入・払出を行うこととなる。

総務事務センターでは、引去簿等により毎月の受入額・払出額を正しく把握・管理するとともに、受け入れた歳入歳出外現金の払出に遅延が生じないよう、チェックリストを用いて適切な進捗管理を行っていく。総務事務センターに集約されずに各機関に残る歳入歳出外現金の事務取扱についても、歳入歳出外現金チェックリストの活用の徹底や「会計事務の手引き」の充実を図るほか、会計事務指導によるフォローアップを行うなど、内部統制の実効性を高めていく。

<p>2今後に向けて</p>	<p>(1)財務システムの機能拡充・強化</p>	<p>い。 意見9 財務システムの改善 書面調査では、歳入歳出外現金の事務処理に当たり、財務システム上で受人決議と払出決議の組づけを可能とするほか、払出予定日を人力設定でき、払出日が迫ると警告が表示されるなど、ヒューマンエラーの減少に資する財務システムの機能拡充・強化を求める意見が多く寄せられた。 例えば、近年の新型コロナウイルス感染症対策に係る突発的対応や災害対応で忙殺される中でも、簡単な操作・少ない労力で歳入歳出外現金の受入・払出を確実に処理し、実務担当者への負担軽減につながるシステムの改善について、現行財務システムの本格稼働が令和5年1月であり、直ちに意見を反映するのは困難と思われるが、次期システムの導入時等に向けて検討されたい。</p>	<p>次期システム導入時に、ヒューマンエラー減少に資する機能拡充・強化が図られるよう、各機関の意見も聞きながら、改善事項を整理していく。</p>
<p>(2)既存の仕組みの改善</p>	<p>意見10 歳入歳出外現金管理の視点から見た既存の規定等の改善 歳入歳出外現金の取扱いにおいて、現行の規定がネットとなった、事務処理期間に余裕がなく、ミスが発生するリスクが高い状況が認められた。 一例として、県立学校における学校医への報酬の支給日が検収完了日と同日となる毎年度の末日と規定されているため、年度末の繁忙期に、3月31日の報酬支給に向けて事務処理を進めることとなり、これに加えて、所得税を納めるための年度当初の準備期間に土日等休みが入ると、処理に取り組める期間が短くなり、所得税の納付遅延のリスクが増すこ</p>	<p>県立学校の学校医の報酬は年額で定められており、支給日については「非常勤職員の取扱いについて（昭和63年3月31日行第369号教育長通知）」に基づき「報酬が年をもって定められている場合における報酬の支給日は、中途退職者の場合を除き各年度の末日とする。」規定に従い、年度末を支給日としている。 このことについては、当該年度分について速やかに支給する必要があることや、4月は新入学生にかかわる事務処理が生じるため、3月よりも業務量が増加することなどを考慮し、年度末を支給日とする取扱いとされているところであるが、今後適切な支給日について検討を進めると</p>	
<p>3 監査としての取組</p>	<p>ととなる。 これを仮に年度末時点で検収を完了し、報酬支給日を出納整理期間内とすれば、事務処理に時間的な余裕ができ、納付遅延のリスクが減るため、国費等財源上の制約や事務処理の実態を踏まえつつ、支給日の規定変更等について可能かどうか検討されたい。 他にも同様に、既存の規定がネットとなり、事務処理を逼迫し、ミス発生がリスクが高まるケースがないかを確認し、改善につなげるよう検討されたい。</p>	<p>もに、県立学校に対しては、改めて適切な事務処理に努めるよう様々な機会を捉えて周知徹底を図る。 また、県立学校以外においても、歳入歳出外現金の事務処理誤りが生じやすい状況となっていないか、既存の規定の確認を促していく。</p>	
<p>保有現金の確認については、監査委員において、地方自治法第235条の2第1項に基づき、必要な要綱、要領、着眼事項を定めて例月出納検査を実施し、毎月末の残高をチェックしてきたところであるが、この度の所得税に係る不足金については、従来の検査資料等から覚知することは困難であった。 長期間にわたってこれら不明金の発見に至らなかった反省から、従来の検査手法を見直し、早期発見につながる資料の徴求や検査手法の改善を検討する必要がある。当面、次のとおり実施するものとする。</p>	<p>(1) 歳計現金年度内に特定できなかった現金が翌年度に繰り越し、歳入歳出外現金に充当された事例があることから、出納整理期間において特定できない現金の有無及び解消の見込みについて確認を行う。</p>		
<p>(2) 歳入歳出外現金不明金ありとされた会計課所管の所得税（本庁分）、社会保険料、住宅課所管の県営住宅</p>	<p></p>		

<p>敷金等については、次のとおり確認を実施する。</p> <p>なお、差額等が生じている場合は、必要に応じて原本の確認を行う。</p> <p>① 所得税、社会保険料会計課における受入高と残高との差額の有無について確認し、差額が生じる場合は理由について確認を行う。また、発生原因が明確でない20,028,646円の所得税不足額については、是正措置が完了するまで金額に変動がないことを確認する。</p> <p>② 県営住宅敷金等</p> <p>イ 住宅課においては、住宅供給公社から報告される「県営住宅使用料等の調定収入」について金額的に相違ないことを確認した上で、住宅敷金・駐車場保証金受払表等を作成する。</p> <p>ロ 例月出納検査の残額と住宅敷金・駐車場保証金受払表等の残高との差額の有無について確認し、差額が生じる場合は主な理由について記載する。</p> <p>なお、住宅課の県営住宅敷金等については、上記資料の提出をもって例月出納検査を行う。</p>	<p>歳入歳出外現金は県の所有に属さない「預り金」であり、法令の規定により県はこれを一時的に保管しているに過ぎず、本来の債権者に対して支払う義務を有する現金である。また、歳入歳出外現金は、歳計現金の例により取り扱うこととされているが、予算に計上されず、調定や支出負担行為が行われないこと、議会の予算・決算審議の対象とならないことなどから、県執行機関自ら、より一層厳正な出納及び保管が求められる。</p>
---	---

<p>例月出納検査を契機に判明した歳入歳出外現金の残高と保有金額の不一致は、発生から相当の年数が経過しており、現時点では原因の特定が困難とのことではあるが、受入・払出に係る事務処理が適正に行われてこなかったこと及び残高の管理が適正に行われずに不一致の状態が放置されたまま連鎖と繰り返されてきたことに、「事なかれ主義」や「問題の先送り」等、長年、その改善が改めで顕在化した事案として危惧され、今まで気づくことができなかった監査の在り方についても大きな課題があり、改善が必要であると痛感しているところである。</p> <p>今回の調査では、各機関の期中における事務取扱の不備も見受けられ、これをサポートする規程やマニュアル等が十分に整備されているとは言えない状況が判明し、その対応を求めてきたところである。</p> <p>歳入歳出外現金の保管から運用に当たっては、高い健全性と透明性を確保の上、適正に事務が執行されなければならず、取扱いに当たっては、職員一人ひとりが公金として扱う重要性を改めて認識するとともに、これを契機に、今後、より実効性のある管理体制が構築され、管理及び事務処理が適正になされる内部統制環境が整備されることを期待する。</p>
--

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第11号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月30日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
日次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第3条第1項第3号中「自転車及び歩行者専用」を「普通自転車等及び歩行者専用」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

第22条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第8章の章名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第29条中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第34条第1項中「及び第16号」を「、第16号及び第17号」に改め、同項第16号中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習」に改め、同項に次の1号を加える。

(17) 施行規則第38条第16項に規定する自転車運転者講習

第34条第2項の表を次のように改める。

申請等窓口	講習の種類
安全運転管理者等講習実施会場	安全運転管理者等講習
特定小型原動機付自転車運転者講習実施会場	特定小型原動機付自転車運転者講習
自転車運転者講習実施会場	自転車運転者講習
宮城県運転免許センター	1 取消処分者講習 2 停止処分者講習 3 運転免許証更新時講習（運転者特定任意講習を含む。） 4 違反者講習 5 臨時高齢者講習
1 宮城県警察石巻運転免許センター 2 宮城県警察古川運転免許センター 3 宮城県警察仙南運転免許センター	運転免許証更新時講習

気仙沼警察署及び南三陸警察署

運転免許証更新時講習

講習業務受託先

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 大型車講習 | 1 取消処分者講習 |
| 2 中型車講習 | 2 初心運転者講習 |
| 3 準中型車講習 | 3 若年運転者講習 |
| 4 普通車講習 | |
| 5 大型二輪車講習 | |
| 6 普通二輪車講習 | |
| 7 原付講習 | |
| 8 大型旅客車講習 | |
| 9 中型旅客車講習 | |
| 10 普通旅客車講習 | |
| 11 応急救護処置講習(一) | |
| 12 応急救護処置講習(二) | |
| 13 高齢者講習 | |

公安委員会が指定した指定講習機関

指定自動車教習所職員講習受託先

指定自動車教習所職員講習

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。